内閣総理大臣　安倍晋三　殿

公務労働者の賃金・労働条件の改善を求める署名

家計消費も実質賃金も落ち込み、8 割を超える国民は「景気回復の実感はない」(「産経」3 月 19 日付) としています。こうしたもとで、求められているのは、消費税の引き上げではなく、生活改善できる労働者の大幅賃上げと雇用を安定させることです。くわえて、「総人件費抑制方針」をあらためて、国民生活を支える公務・公共サービスを拡充していくことも必要です。

公務労働者の賃金は、約 770 万人もの労働者に波及するといわれ、地域経済や地域間格差の拡大にも大きく影響しています。そうしたことを踏まえれば、公務労働者の賃金をはじめとする労働条件を積極的に改善していくことが必要です。

とりわけ、初任給改善、高齢層職員の処遇改善、年金支給まで生活維持が可能な再任用職員の賃金・労働条件の確保、劣悪な処遇におかれている臨時・非常勤職員の賃金・労働条件改善、そして雇用の安定と均等待遇の実現、長時間・過密労働の是正などが職場での大きな課題となっています。

労働者・国民が安心して働き暮らせる社会を実現するとともに、良質で安定した公務・公共サービスを提供するためにも、今夏において以下の要求を実現するよう求めます。

【私たちの要求】

1．すべての公務労働者の生活と労働の実態に見合う大幅な賃金改善を行うこと。また、職務給の原則にもとづき、賃金の地域間格差を是正すること。

2．臨時・非常勤職員の雇用の安定と均等待遇を実現すること。賃金の時間額を全国どこでも1,000 円以上に引き上げること。また、夏季休暇や病気休暇の有給化など休暇制度を改善すること。

3．再任用職員の賃金を大幅に引き上げること。一時金の支給月数を改善するとともに、生活関連手当等を支給すること。

4．雇用と年金の確実に接続するため、定年年齢を 65 歳に引き上げるとともに、以下を実現すること。また、年金制度については、さらなる改悪を行わず、拡充すること。

①　職務給原則に基づき、年齢のみを理由とした賃下げは行わないこと。

②　短時間勤務制度を創設し、フルタイム勤務との相互転換が可能な制度とすること。

③　65 歳まで働くことが困難な職種には特別の措置を検討すること。

④　役職定年制の導入は一方的に行わず、労働組合との合意を前提とすること。

5．公務・公共サービスの拡充、長時間過密労働を是正するため、増員すること。そのため、総定員法を廃止し、定員合理化計画は中止・撤回すること。また、あらたな定員合理化計画は策定しないこと。

氏　　名	住　　所

※お預かりした個人情報は、政府への要請以外に使用しません（2019 年）

全労連公務部会・公務労組連絡会

自治労連、全教、国公労連、特殊法人労連、郵政ユニオン、日本医労連、福祉保育労

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4 階 TEL03-5842-5639　FAX03-5842-5620

人事院総裁　一宮なほみ　殿

公務労働者の賃金・労働条件の改善を求める署名

家計消費も実質賃金も落ち込み、8割を超える国民は「景気回復の実感はない」(「産経」3月19日付)とするなかでも政府は、10月から消費税を10%へ引き上げようとしています。しかし、いま求められているのは、消費税の引き上げではなく、生活改善できる労働者の大幅賃上げと雇用を安定させることです。

公務労働者の賃金は、約770万人もの労働者に波及するといわれ、地域経済や地域間格差の拡大にも大きく影響しています。そうしたことを踏まえれば、公務労働者の賃金をはじめとする労働条件を積極的に改善していくことが必要です。

とりわけ、初任給改善、高齢層職員の処遇改善、年金支給まで生活維持が可能な再任用職員の賃金・労働条件の確保、劣悪な処遇におかれている臨時・非常勤職員の賃金・労働条件改善、そして雇用の安定と均等待遇の実現、長時間・過密労働の是正などが職場での大きな課題となっています。

労働者・国民が安心して働き暮らせる社会を実現するとともに、良質で安定した公務・公共サービスを提供するためにも、19年人事院勧告において以下の要求を実現するよう求めます。

【私たちの要求】

1．すべての公務労働者の生活と労働の実態に見合う大幅な賃金改善を行うこと。また、職務給の原則にもとづき、賃金の地域間格差を是正すること。
2．臨時・非常勤職員の雇用の安定と均等待遇を実現すること。賃金の時間額を全国どこでも1,000円以上に引き上げること。また、夏季休暇や病気休暇の有給化など休暇制度を改善すること。
3．再任用職員の賃金を大幅に引き上げること。一時金の支給月数を改善するとともに、生活関連手当等を支給すること。
4．不妊治療のための通院休暇を制度化すること。また不妊治療にかかる費用の助成を行うこと。
5．「子の看護休暇」や「育児時間」などの対象年齢を引き上げるなど、育児・介護休暇制度をはじめ両立支援制度を拡充すること。
6．住居手当は公民比較の対象外とし、全額支給限度額・最高支給限度額を引き上げること。また、災害時における通勤経路の認定換等の対応も含め、通勤手当を改善すること。
7．長時間過密労働の是正、超過勤務縮減にむけ、各職場で客観的な勤務時間管理を徹底させるなど実効ある対策を講じること。
8．実効あるメンタルヘルスやハラスメント対策を講じること。

氏　名	住　所

※お預かりした個人情報は、人事院への要請以外に使用しません（2019年）

全労連公務部会・公務労組連絡会
自治労連、全教、国公労連、特殊法人労連、郵政ユニオン、日本医労連、福祉保育労
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 TEL03-5842-5639　FAX03-5842-5620